

# 国民優生法・優生保護法下の不妊手術・人工妊娠中絶に関する定量分析

Quantitative analysis of eugenic or infertile surgery according to the  
National Eugenic Law and Eugenic Protection Law: 1941-1994

逢見憲一（国立保健医療科学院生涯健康研究部）

Kenichi OHMI (Department of Health Promotion, National Institute of Public Health)

e-mail [ohmi.k.aa@niph.go.jp](mailto:ohmi.k.aa@niph.go.jp)

【背景, 目的, 方法】国民優生法および優生保護法に関する資料から, 統計の復元を試みた上で, 予断と情緒的議論を排し, 優生学の人口政策への反映を定量的に分析し指標を提示する。

【結果】1. 国民優生法: 国民優生法による優生手術件数は, 第二次大戦前には男女合わせて年間100~200件前後, 戦後は数十件程度であった。出生1,000あたりの優生手術件数を指標とすると, 戦前戦後を通じて0.1件に満たなかった。また, 性比すなわち女100件に対する男の件数を指標として場合, 優生手術該当者調査数は戦前戦後を通じて男が女を上回っていたが, 優生手術申請数および優生手術実施数は, 女100件に対して男が数十件であった。一方, 優生手術ではない医学的適応による手術あるいは人工妊娠中絶の届出は, 戦前には年間約1万5千件, 戦後も数千件あり, 優生手術の約100倍であった。性比は, 戦前戦後を通じて, 女100件に対して男が1件に満たず, 著しく低かった。

2. 優生保護法: 優生保護法による不妊手術のうち, 当事者の同意によるものは, 「当事者遺伝」「近親遺伝」「らい」が, 1955~64(昭30~39)年でいずれも1年あたり100~300件くらい, 出生1,000あたり0.1件前後であったが, 「母体の生命危険」および「母体の健康低下」は, 合わせて年4万件以上, 出生1,000あたり20件以上で, 不妊手術全体の95%以上を占めていた。一方, 医師の申請によるものでは, 「遺伝性疾患」が, 年間1千件前後, 出生1,000あたり0.5件前後で, 不妊手術全体の2.5%未満であった。以後, 不妊手術は急速に減少していたが, 特に医師の申請による「遺伝性疾患」の減少は大きく, 1985~95(昭60~平7)年には, 手術全体の0.1%を下回っていた。

優生保護法による不妊手術の性比をみると, 1955~64(昭30~39)年には, 「当事者遺伝」「近親遺伝」「らい」が10~30前後であったのに対し, 「母体の生命危険」「母体の健康低下」は, 1~3程度であった。一方で, 「遺伝性疾患」は, 50を上回っており, 第二次大戦前の優生手術と同程度の水準であった。しかし, それらの性比は, 当事者同意, 医師申請とも, 急速に低下していた。

優生保護法による人工妊娠中絶は, 全体で, 1955~64(昭30~39)年の出生1,000あたり約650件から, 1985~95(昭60~平7)年には約350件に減少していた。そのほとんどを「母体の健康」が占めており, 1955~64(昭30~39)年には99.7%, 1985~95(昭60~平7)年には99.9%を占めるにいたった。

【考察】国民優生法下の不妊手術等の性比は, 優生手術該当者調査数, 申請数, 実施数と低下していく傾向がみられた。優生学上, 優生手術の対象は男女ともほぼ同数と想定されるが, 国民優生法下での実施過程では, 女性への負担が増加していく傾向があったと考えられる。また, その傾向は, 大多数の, 優生手術ではない医学的適応による手術において, さらに強く反映されていたと考えられる。

国民優生法および優生保護法を通じて, 不妊手術・人工妊娠中絶のほとんどは優生以外の目的から行われていた。優生目的の不妊手術・人工妊娠中絶は, 件数ばかりでなく全体に占める割合も急速に低下し, 不妊手術の性比も急速に低下していたことから, 優生学上の要請が, 時とともに反映されにくくなっていく傾向があったと推測される。